

令和元年度 第5回東京都北区環境審議会 議事要旨

日時： 令和2年2月12日（水） 10：00～11：30

場所： 北区役所第一庁舎 4階 第一委員会室

【出席者】

<委員>

細見 正明	会長	品川 明	委員	川口 敏男	委員		
原 茂樹	委員	小川 孝	委員	小山 文大	委員		
加茂 守啓	委員	渡辺 かつひろ	委員	古田 しのぶ	委員	坂口 勝也	委員
宇都宮 章	委員						

<事務局>

藤野 浩史 生活環境部長 佐野 正徳 生活環境部環境課長

【次第】

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 「北区緑の基本計画 2020（素案）」のパブリックコメントの実施結果について
 - (2) 「北区緑の基本計画 2020（素案）」にかかる答申（案）について
3. その他
4. 閉 会

【配布資料一覧】

1. 令和元年度第5回東京都北区環境審議会次第
2. 議事（1）関係
資料1 北区緑の基本計画 2020（素案）のパブリックコメント実施結果
議事（2）関係
資料2 北区緑の基本計画 2020 答申（案）
資料3 「北区緑の基本計画 2020（素案）」から「北区緑の基本計画 2020 答申（案）」への主な変更点
3. その他
資料4 今後のスケジュール
「北区緑の基本計画 2020」について（答申）

【傍聴人】

傍聴人 0名

【議事要旨】

1. 開会
2. 議事

< 議事 (1) >

○事務局 —資料説明—

○委員

資料1の意見No.2は、大きな公園についての意見か。昔は近所の公園にゴミ箱及び灰皿があり、その周辺がタバコの吸い殻等で溢れていたが、近年はゴミ箱及び灰皿を撤去したことで全般的に公園がきれいになったと感じる。公園の灰皿を撤去したことで、既に実質的には公園の禁煙化が進んでいるのではないか。

○事務局

児童遊園や公園の、児童が遊ぶエリアにおいては灰皿の撤去を完了している。大きな公園等については受動喫煙対策の一環で灰皿の撤去を検討していて、公園の禁煙化を進めている。

現在、区内には80数箇所の公園があるが、灰皿が残っているのはその内の数箇所程度であり、順次撤去を進めている。資料1の意見No.2は特定のエリアを想定して書かれたものと認識している。今後、受動喫煙対策の方針に加え、公園の清掃等の維持管理をする中で禁煙化に向けた取り組みを進めていく。

○委員

条例では、歩きタバコは禁止されていて、立ち止まってタバコを吸うことは禁止されていないと理解してよいか。

○事務局

「東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例」では立ち止まってタバコを吸うことは禁止していない。しかし、王子駅、赤羽駅、田端駅といった駅前等の人通りが多い場所に関しては、条例で「路上喫煙禁止地区」を定めており、「路上喫煙禁止地区」においては立ち止まっただけの喫煙も禁止している。

○委員

「東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例」は東京都の条例か。

○事務局

北区の条例である。

○委員

資料1の意見No.8で、荒川緑地（豊島ブロック）の整備と記載がある。基本的には荒川は国が管理しているが、荒川緑地（豊島ブロック）に関しては北区が整備方針等を決めることができるのか。

○事務局

資料 2 75 頁に記載の「荒川将来像計画 2010（地区別計画）〔北区〕」の整備方針は北区が作成している。ただ、荒川下流については国土交通省が管理者のため、具体的な整備方針については、国土交通省荒川下流河川事務所と協議を行う予定である。

○委員

荒川緑地（豊島ブロック）の整備方針図に記載されている「足立区宮城ゆうゆう公園」は北区の区域内にあるように見えるが、期限付きで貸与または譲渡しているのか。

○事務局

「足立区宮城ゆうゆう公園」は、北区の行政区域内となっている。荒川は国土交通省が管理者のため、荒川下流河川事務所と北区、足立区で整備方針を決めており、足立区側は先行して整備を進めているが、北区は足立区と協定を結び管理を行うことはなく、今後、北区側については管理者である国土交通省荒川下流河川事務所と協議して整備を行っていく。

○委員

「足立区宮城ゆうゆう公園」は足立区の土地または管理であるか。

○事務局

「足立区宮城ゆうゆう公園」は大部分が北区の区域内であるが、両区で協議の上、足立区が設置・管理している。

< 議事 (2) >

○事務局 —資料説明—

○委員

9 頁の「1.緑の「質」の向上」の句読点等の日本語表現に違和感がある。修正をお願いしたい。

○事務局

記載内容を精査した上で、修正する。

○委員

赤羽地区は崖地が多く、その崖地先端に樹木も多く位置している。先日も、北区とは別の場所であるが崖崩れによる死亡事故が発生している。崖地下には通学路もあるため、北区では崖地や崖地の緑の調査はどれくらい進んでいるのか、また東京都等が所管なのか聞きたい。

○事務局

昭和 63 年に崖地樹林地抽出及び自然度把握調査を実施したが、それ以降の調査及び崖地の危険箇所の調査については環境課で行っていない。しかし、土砂災害に係る危険崖等の調査、土砂災害危険地域等の告示を行っている。高さ一定以上のものについては、東京都が高さと傾斜から危険崖、地域指定等を行っている。

また、それ以外の、高さ 2m 以上の崖は北区独自で現況調査を実施、今年度末に完了を予定しており、まずは実態の把握を進めている状況である。擁壁化している箇所もあれば、委員のおっしゃる通り樹林のある箇所もあるので、それぞれの対策については土地所有者への働きかけをし、助成の拡充等の取り組みは引き続き進めていく。

○委員

「北区緑の基本計画 2020」に、現状の崖地の状況や崖地調査等の取り組みを加筆することは可能か。

○事務局

資料 2 56 頁 基本方針 4 「③緑により景観を演出する」に「区内を縦断する崖線の安全性を考慮しつつ樹林地を保全し…」という表現がある。また、68 頁 緑を保全する施策 豊かな緑の保全の施策内容において、「2) 崖地樹木の活用と安全対策」にも「崖線周辺における土地利用転換や開発が行われる際には、安全性に配慮しながら…」と、崖地の安全対策に関する記載はある。

○委員

依然として危険な崖地は存在しているが、現在の答申（案）の文章だと「将来、崖地がきれいになって、より安全になる」とも読み取ることができるが、現在崖地が近くにあつて、危ないと思っている区民の方の気持ちを考慮した記載にできないか。

○事務局

計画へ取り入れられるか、検討する。

○委員

安全が土台にあり、その上ではじめて環境に対する取り組みについて議論を進められる。安全を確保して、環境施策を打ち出していけるとよい。計画への記載内容については、会長一任でお願いしたい。

○委員

北区議会においても急傾斜地の問題は議論されている。今回の「北区緑の基本計画 2020」に包括できる範囲内の事項と、計画を超えて対応しなければならない事項がある。「緑」という視点からは、現状の答申（案）が記載の範囲内であると考え。北区全体の急傾斜地の問題に関しては、全庁をあげた取り組みをお願いしたい。急傾斜地の問題に関して北区が東京都や国と協議して進めていかないと区民の安全性は高まらないと考える。

○委員

「北区緑の基本計画 2020」の範囲内の事項と、全庁をあげて取り組む必要がある事項とがあるが、最善をつくして検討したい。いただいた意見のすべてを計画に盛り込むことはできないかもしれないが、北区の姿勢として、今回の審議会での要望は議事録に残すことで、全庁あげて崖地の安全対策に取り組んでほしい。

○委員

資料 2 60 頁「基本方針 6 参加・協力・学びによる緑づくり」が重点方針となっており、パブリックコメントでも、区民参加の生物調査が評価されていた。毎年北区ホームページで河川生物生息調査の結果が公表されているが、一般的に台風後に生態系がどのように変わるのか、分かる範囲でよいので説明をお願いしたい。

○事務局

今年度の調査は台風通過前に実施していたため、調査結果への影響はない。また一般的には、台風等の影響で移動または隠れてしまうため、例年の結果と変わってしまう可能性がある。

○委員

環境教育の視点から、「北区緑の基本計画 2020」自体は非常によくできていると感じるが、実際のソフト面で、中学、高校の世代間を含めた環境学習の充実を考えると、教育委員会との連携が不可欠である。今後、教育委員会と協議して環境学習に利用できる内容を把握して連携した方がいい。

また、環境調査の結果の可視化が不十分である。環境調査等のデータを閲覧するのに北区のホームページからデータまで閲覧するのに煩わしさがある。例えば環境に重点的なバナーを作成する等、コミュニケーションや協力といった視点で、実際のソフト面での強化を考慮していただきたい。

○事務局

教育委員会とは環境大学事業で連携しており、今後は更に教育委員会との連携を推進していきたい。また環境調査における調査データの閲覧に関しては改善を図っていきたい。

○委員

特に教育委員会との連携は大事である。小学校までは環境教育が充実しているが、中学、高校では受験等の関係で、どうしても環境学習の機会は少なくなってしまう。大学で再度講義をしようとしても、ギャップがある。当該計画の「北区環境ジュニアリーダーの養成講座」の新設は非常に良い取り組みであるため、実効性を担保するためにも、環境課だけでなく教育委員会と連携した環境学習の強化は大事である。

○事務局

現在、北区では屋上緑化等のエコスクール事業や小学校でのビオトープ作り等を通して環境啓発に努めているが、やはり環境学習を進める上で教職員、学生への動機付けが必要であると考えている。例えば、省エネをテーマとしたインセンティブ授業を試みている。こういったアプローチが教育現場に根付いていくのか、当該計画をふまえて教育委員会でも検討していきたい。

○委員

難しいこととは思うが、中学、高校は考え方が育まれる時期であるので、環境の視点に立って、リーダーとなれるような人が育てば北区にとって重要な人材となる。教育委員会と環境課がうまく連携できるとよい。

○委員

環境大学事業をお茶ノ水女子大学で、小学校や中学校等で環境学習を行っていた。環境について学習することは、子どもに役立つことが多いと感じた。

○委員

他に意見がなければ、「北区緑の基本計画 2020 答申（案）」を区長に答申する。9 頁の文章の見直しやその他の修正箇所については会長一任でお願いしたいが、よいか。

○各委員

よい。

< その他 >

○事務局

「北区緑の基本計画 2020」の今後のスケジュールについて説明する。

2 月 28 日に区民生活委員会へパブリックコメント実施結果および「北区緑の基本計画 2020 答申（案）」を報告し、その際に区議会からの意見をいただく予定である。

3月2日に北区役所、北区ホームページ等でパブリックコメント実施結果を公表し、4月上旬頃に「北区緑の基本計画2020」を公表予定である。

○事務局

報告事項として、1点報告させていただく。

— 公害防止事業費負担決定取消請求事件についての報告 —

○委員

ダイオキシン類対策特別措置法では汚染原因者に対して責任を求めるものであり、当該訴訟については生産量または生産能力に応じて費用負担を按分するという区の考え方は最も妥当であったと考えるが、裁判所の見解は異なったのか。

○事務局

裁判所は今回の判決で、汚染原因の特定及び生産量または生産能力に応じた負担割合について、区の主張と一部異なる判断をした。

控訴審では引き続き区の判断の正当性を主張していく。

○委員

先の委員意見でも出たように、環境教育は非常に重要で、福島原発に関しても8年、9年と経過すると行政すら忘れてしまうことがある。環境リスクに対してどのようなリスクが原因であるのか考えないと、過去の教訓が活かされない。環境教育に関しては、環境省に対して今後、要望をしていきたいと考えている。そういう意味でも、当該計画の「北区環境ジュニアリーダーの養成講座」の環境学習内容の強化の取り組みは素晴らしいことである。

○事務局

本日の次第は全て終了し、これにて「北区緑の基本計画」に関する環境審議会は全て終了した。併せて、今年度の環境審議会について終了とさせていただく。審議会からの答申を受け、今後区議会での意見を踏まえ、策定をしていきたい。環境問題は世界レベルで重要な課題となっている。中でも、気候変動についてはその中心となって議論されおり、その対策として緑が果たす役割を位置づけていくことは大変重要であると認識している。緑の持つ力を取り入れていくことは、気候変動対策において必要不可欠なことであると考えており、今後、当該計画の具体的な施策の展開をしていきたい。実施状況についても、環境審議会にて報告し、進捗管理を行っていききたいと考えているため、引き続き協力を求めたい。

以上をもって、第5回東京都北区環境審議会を閉会する。

3. 閉会

以上